

○ 三芳町図書館協議会条例

昭和56年10月1日  
条例第31号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第158号)第14条の規定に基づき、三芳町に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定数)

第2条 協議会は、委員8名以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。 -

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の規定に基づいて任命された委員は、この条例により任命されたものとみなす。

3 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年三芳町条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略